

国民健康保険税のお知らせ

平成23年度の納税通知書を6月中旬に郵送します

問い合わせ
国民健康保険グループ
(☎ 1771)

税率などが変わります

区分	◎医療給付費分		◎介護納付金分		◎後期高齢者支援金等分	
	税率など	計算方法	税率など	計算方法	税率など	計算方法
①所得割	8.8%→8.5% に改正	世帯の所得(平成22年分)×8.5%	2.5%	40歳以上65歳未満の方の所得(平成22年分)×2.5%	1.8%	世帯の所得(平成22年分)×1.8%
②均等割	2万6,000円	世帯の加入者数×2万6,000円	5,200円	40歳以上65歳未満の加入者数×5,200円	3,800円	世帯の加入者数×3,800円
③平等割	2万8,000円→ 2万6,000円に改正	1世帯あたりの定額	5,800円	40歳以上65歳未満の方がいる1世帯あたりの定額	4,000円	1世帯あたりの定額
合計	①+②+③ 1年間の医療給付費分		①+②+③ 1年間の介護納付金分		①+②+③ 1年間の後期高齢者支援金等分	
	限度額	48万円→51万円に改正	限度額	10万円→12万円に改正	限度額	13万円→14万円に改正

- 国民健康保険税(年額)は、医療給付費分、介護納付金分、後期高齢者支援金等分の合計額です
- 所得割を計算する所得は、各加入者の所得から33万円を差し引いた金額の合計です

保険税の納め方

納付書や口座振替による納付(普通徴収)または年金からの天引き(特別徴収)で納めていただきます

すでに年金から天引きされている世帯	これからも年金からお支払いいただきます ※ただし、納付方法変更の申し出をした場合は、口座振替で納めていただきます。
まだ年金から天引きされていない世帯	①天引きの対象となる年金の受給年額が18万円未満の方 ②介護保険料との合計額が、天引きの対象となる年金受給額の半分以上を超える方 ③世帯主が国民健康保険に加入していない世帯 ④65歳未満の国民健康保険被保険者がいる世帯 ⑤世帯主が年度内に75歳になる世帯 納付書または口座振替で納めていただきます
	⑥4月1日までに世帯主が65歳になった世帯で、上記①～⑤に該当しない場合 9月末納期(第4期)分までの保険税は、納付書または口座振替で納めていただき、それ以降は10月(偶数月)に支給される年金から天引きが始まります ※ただし、納付方法変更の申し出をした場合は、口座振替で納めていただきます。
上記以外の世帯 ※4月2日以降に国民健康保険に加入した世帯など	年金からの天引きが始まるまでは、納付書か口座振替で納めていただきます ※加入時期などにより、年金からの天引きの開始時期が異なります。

保険税の特別徴収の額

<既に特別徴収されている方>

特別徴収(仮徴収)			特別徴収(本徴収)		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
本年度の税額が決定する前は、仮算定された額(前年度の2月と同額)を徴収します			税額決定後、年間の保険税から仮徴収分を差し引いた額を徴収します		

<年度途中から特別徴収を開始する方> ※10月から始まる場合の例

普通徴収				特別徴収(本徴収)		
(6月)1期	(7月)2期	(8月)3期	(9月)4期	10月	12月	2月
年間の保険税額のおおむね半額を4回に分けて従前どおり、納付書や口座振替で徴収します				残りの半額を年金から徴収します		